

用語等の解説

○原子力事業者防災業務計画

- ・原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策活動の円滑かつ適切な遂行に資することを目的として、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な業務を定めたもの。
- ・原子力事業者は原子力災害対策特別措置法により、原子力発電所ごとに本計画を作成することが義務付けられている。

○原子力災害対策特別措置法

- ・原子力災害対策特別措置法は、原子力災害発生時の迅速な初期動作の確保、国、自治体、原子力事業者等の連携の強化、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務などを定めたもの。

○原子力災害

- ・原子力発電所等からの放射性物質や放射線の異常な放出により、国民の生命、身体又は財産に被害を生じさせるような災害のこと。その内容は、原子力災害対策特別措置法で定められている。

○鹿児島県原子力災害対策暫定計画

- ・地方自治体は、災害対策基本法に基づき、当該地域に係る防災に関し、県、市町及び防災関係機関が処理すべき業務（住民避難等）をとりまとめた「地域防災計画」を策定している。
- ・鹿児島県は、国の防災指針の改定等による「鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編」の見直しまでの間、川内原子力発電所で福島第一原子力発電所と同様の原子力災害が発生した場合に備え、緊急性・広域性の観点から、住民の安全確保を最優先とした「鹿児島県原子力災害対策暫定計画」を策定した。

○事業所外運搬

- ・原子力発電所外における放射性物質の運搬をいい、使用済燃料輸送などがある。

○モニタリングポスト

- ・発電所敷地周辺の大気中の放射線量を測定する設備。

○サーベイメータ

- ・放射線管理区域等の作業現場での放射線量を測定する携帯用の放射線測定器のこと。空間放射線量の測定や放射能表面汚染検査などに用いられる。

○オフサイトセンター

- ・原子力災害発生時に、国、自治体、消防、自衛隊、医療機関、事業者等の関係者が一堂に会する緊急事態応急対策拠点。
- ・国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部等が連携を図り住民避難等の必要な措置を講じる。

○原子力災害合同対策協議会

- ・オフサイトセンターにおいて、住民避難等の必要な措置を協議する会議で、国、自治体、消防、自衛隊、医療機関、事業者等の関係者で構成される。

○原子力防災要員

- ・原子力災害発生時に、緊急モニタリング、災害発生・拡大防止の措置、必要な資機材の調達、汚染の除去、緊急医療などの対応を行う者。

○緊急時体制の区分

- ・原子力災害の情勢に応じて、緊急時体制を原子力災害が発生するおそれがある場合と、発生した場合の2つに区分している。

第1種緊急時体制：原子力災害対策特別措置法第10条に定める特定事象発生の通報を行った場合等

第2種緊急時体制：原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態に至った場合等

○原子力防災組織

- ・原子力災害の発生または拡大防止に必要な活動を行うため、事業者が設置する組織のこと。

○原子力防災管理者

- ・原子力防災管理者は、関係箇所への通報や原子力災害の発生または防止のために必要な応急措置の指示など、原子力防災組織を統括管理する者で、発電所長が務める。